

44 戸別所得補償制度について

【農林水産省】

【提案・要望の具体的内容】

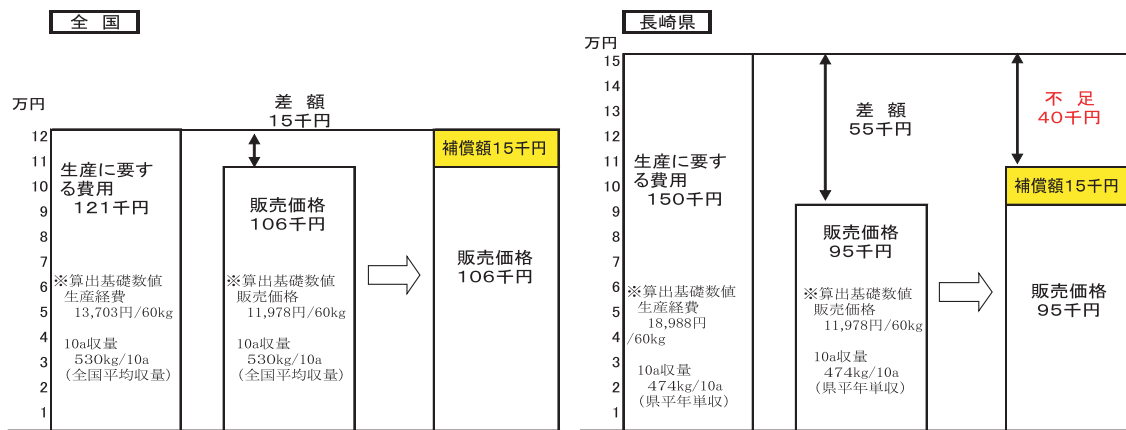
1. 米戸別所得補償モデル事業

離島・中山間地域等の条件不利地域が多い本県においては全国平均よりも生産費が高く販売額が低いことから、十分な所得の確保が困難な状況にあり、平成23年度からの本格実施にあたっては、全国一律ではなく、地域の状況に配慮した制度設計とすること

2. 水田利活用自給力向上事業

交付単価については激変緩和措置により、県単位での単価調整が認められたところであるが、県内各地域の生産振興方針に沿った産地の育成を図るという観点から県内各地域での単価設定とすること

米の生産に要する経費と販売価格の全国平均との比較
(H20年産の場合、10aあたり)



水田利活用自給力向上事業の交付単価(10aあたり)

作物名		長崎県調整額	【参考】 国が提示した 統一単価
戦略作物	麦	35,000円	35,000円
	大豆	47,000円	
	飼料作物	32,000円	
	新規需要米(米粉用米・飼料用米・WCS用稲)	80,000円	
	そば・なたね・加工用米	20,000円	
その他作物	野菜	10,000円	10,000円
	葉たばこ・茶・花き・花木	12,000円	
	果樹	5,000円	
	雑穀・地力作物	7,000円	
	景観作物	8,000円	

水田作経営 1戸当たりにおける所得(千円)

	粗収益	経営費	所得
全国	1,930	1,547	384
九州	1,903	1,577	326
長崎	1,396	1,371	25

農林水産省「農業経営統計調査結果」による。
数値は18年～平成20年の平均値である。

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

本年度から開始されている「米戸別所得補償モデル事業」は、恒常的なコスト割れ相当分を全国一律単価で助成する制度ですが、長崎県は、離島・中山間地域等条件不利地域が多く、全国と比較して米の生産経費が高く、販売額が低いため国が示した補償額では十分な所得確保が得られません。また、主食用水稲以外の作物作付に交付される助成金も全国一律単価では、地域の特性を活かした作物の振興や産地確立に支障が生じることが懸念されます。

このことから、意欲ある農業者が農業を継続し、わが国の食料自給率の向上を図るためには、離島や中山間地等、条件が不利な地域においても所得が確保できる制度にすることが必要です。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・「米戸別所得補償モデル事業」の所得補償額は全国平均を基礎として算出され、全国一律単価で交付される。
→本県のような条件不利地域では、補償額が不足（県試算で40千円不足）し、十分な所得が得られません。
- ・主食用水稲以外の作物作付に交付される助成金（水田利活用自給力向上事業）は、全国一律単価が示されたが、前対策（水田農業構造改革対策）との交付格差を改善するため県単位での交付単価設定となった。
→前対策では地域毎に交付単価を決定。地域が振興する作物に対し交付を増額し、産地拡大等を図っていましたが、今回の制度により、地域の特性等に関係なく生産者が交付単価が高い作物へ作付転換を図ることが懸念されます。

○地域の状況に配慮した制度設計とは

- ・生産費の削減や販売額の増額は、気象条件や圃場条件等により、農家の努力では解消できない部分もあるため、全国一律ではなく、地域毎に補償単価を設定する制度とするということです。

○各地域での単価設定とは

- ・主食用水稲以外の作物作付に交付される助成金は、地域の特性を踏まえて、地域自らが、予算の範囲内において、単価を設定できる制度とするということです。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・生産費と販売額の差は地域で異なるため、条件不利地域においても生産者が経営安定を図れるような所得補償単価となる制度を望みます。
- ・主食用水稲以外の作物作付に交付される助成金は、国から配分された金額の範囲内において、市町単位で設定できる制度とすることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・条件不利地域においても水田における所得が確保され、又、各地域の生産振興方針に沿った産地の育成が図られることで意欲ある農業者が農業を継続でき、産地の活性化と本県の自給率向上につながります。

45 野菜価格安定事業の充実強化について

【農林水産省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 国内野菜産地の育成強化を図るため産地要件を見直すこと
- 2 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の対象品目として「にがうり」を追加すること

2 特認品目及び特定野菜(みずな)の栽培状況(全国)

(単位: t、%)

特認品目	生産量						伸び率
	H8年産	H10年産	H12年産	H14年産	H16年産	H18年産	
にがうり	7,719	10,127	12,425	19,679	25,218	25,065	325%
ししとうがらし	194	114	216	214	184	233	120%
わけぎ	9,034	5,726	5,350	4,289	4,034	3,713	41%
らっきょう	17,626	17,352	15,071	14,006	15,961	14,466	82%
オクラ	7,970	10,249	10,858	11,165	12,496	11,682	147%

※特認品目：指定野菜、特定野菜以外の野菜のうち、その供給の安定を図る必要がある野菜を、県知事の申請により農林水産大臣が定めたもの。にがうり、ししとうがらし等、現在5品目が定められているが、認定された県において生産されたものに限られており、本県は認定されていない。

(単位: t、%)

特定野菜	生産量						伸び率
	H8年産	H10年産	H12年産	H14年産	H16年産	H18年産	
※ みずな	—	—	—	—	22,069	29,214	132%

※「みずな」はH20年度から特定野菜の対象野菜に追加された。

※特定野菜：野菜生産出荷安定法により定められた、消費量が相対的に多い「指定野菜」に準ずる野菜で、29品目を国が定めている。

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- 1 気候の変動等による影響を受けやすい野菜栽培では、価格暴落時に野菜価格安定事業により、価格差補給金が交付されることで、生産者は生産活動を継続することができます。このことで、産地が維持され、生活に必要不可欠な野菜を安定的に供給することが出来ており、本事業は、野菜生産者と消費者の双方に重要な制度となっています。
しかし、担い手の減少などにより産地の弱体化が進んでいる厳しい現状の中、国内野菜の安定的な供給のためには産地の維持が必要であり、現状にあった産地要件の緩和が必要です。
- 2 「にがうり」は健康野菜として消費が定着し、本県の野菜栽培農家においても数少ない夏野菜として生産が定着しており、今後も産地化が進むものと考えられます。消費者に安定的に「にがうり」を供給するためには、生産者が安心して産地化を進める必要があります、価格安定制度による支援が重要です。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- 1 産地要件（面積、共販率）が対象野菜の品目、作型等で定められている
→長崎県においては、生産者の高齢化、担い手の減少等により、産地の生産力が低下するとともに、流通販売の多様化により市場外出荷が増加してきたため、栽培面積の減少や共同出荷量が減少するなど、産地要件の確保が困難となっている産地が増加しています。
- 2 「にがうり」は特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の対象品目となっていない
→「にがうり」は夏場の貴重な野菜として生産量、消費量も増加しており、産地は拡大していますが、気象状況に左右されやすい品目であるため、価格変動が大きく、生産者も導入、規模拡大に不安を持っています。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- 1 産地要件の面積と共販率の緩和を望みます。
(長崎県の64産地のうち 改善計画策定産地数：3産地)
- 2 「にがうり」を特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の対象品目として追加することを望みます。
→平成20年度に特定野菜として追加された「みずな」と同程度の生産量であり、特定品目として遜色ない収穫量となっています。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

野菜価格安定事業の産地要件が緩和されることにより、野菜農家の経営安定が図られ、安心した生産が可能となり、今後も野菜産地が維持されることから、安定的に消費者に供給することが可能となります。

46 果樹研究所カンキツ研究口之津拠点の存続について

【農林水産省】

【提案・要望の具体的内容】

果樹研究所カンキツ研究口之津拠点を現在地（長崎県南島原市）に存続させ、カンキツ研究の一層の充実強化を図ること

所在地：長崎県南島原市口之津町乙954



研究内容：中晩生カンキツの新品種育成

不知火（デコポン）、せとか等



不知火



せとか

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

口之津拠点は、昭和39年、長崎県口之津町に設置され、現在までに、多くの優良品種の育成や、カンキツの栽培技術全般に多大な研究成果を上げるとともに、九州全体の果樹研究の調整機関として、重要な役割を果たしてきました。

本年2月、(独)農業・食品産業技術総合研究機構(以下「農研機構」)から、カンキツ研究を一層効率的かつ効果的に推進するため、平成27年度末までに、口之津拠点の研究機能を興津拠点(静岡県)に移転・統合する旨の説明がありました。農研機構は、口之津拠点の移転を含めた実施計画、第三期中期計画を今年度中に策定予定であり、早急に存続の要望を行う必要があります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

○口之津拠点が興津拠点に移転・統合した場合、以下のそれぞれに対して影響が生じると考えられます。

- ・本県を中心とした九州地方に適合した中晩生カンキツ新品種育成
- ・口之津拠点が育成した新品種の特性或栽培管理の技術提供
- ・地球温暖化の影響を受けやすい九州地方のカンキツ栽培や新規果樹に対する農研機構果樹研究所の試験への取り組み
- ・九州全体の果樹研究の調整機能

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

農研機構 果樹研究所 カンキツ研究口之津拠点を現在地(長崎県南島原市)に存続させ、カンキツ研究の一層の充実強化を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下のカンキツ栽培の発展が可能となります。

口之津拠点の存続により、新たな優良品種の育成、気候温暖化に対応する栽培技術や病虫害制御技術の開発、九州各県の果樹研究での連携・調整等が維持され、カンキツを本県農業の中核品目として発展させていくことが可能となります。

安 心 で 快 適 な
暮 ら し の 実 現

(安全・安心の確保向上プロジェクト)

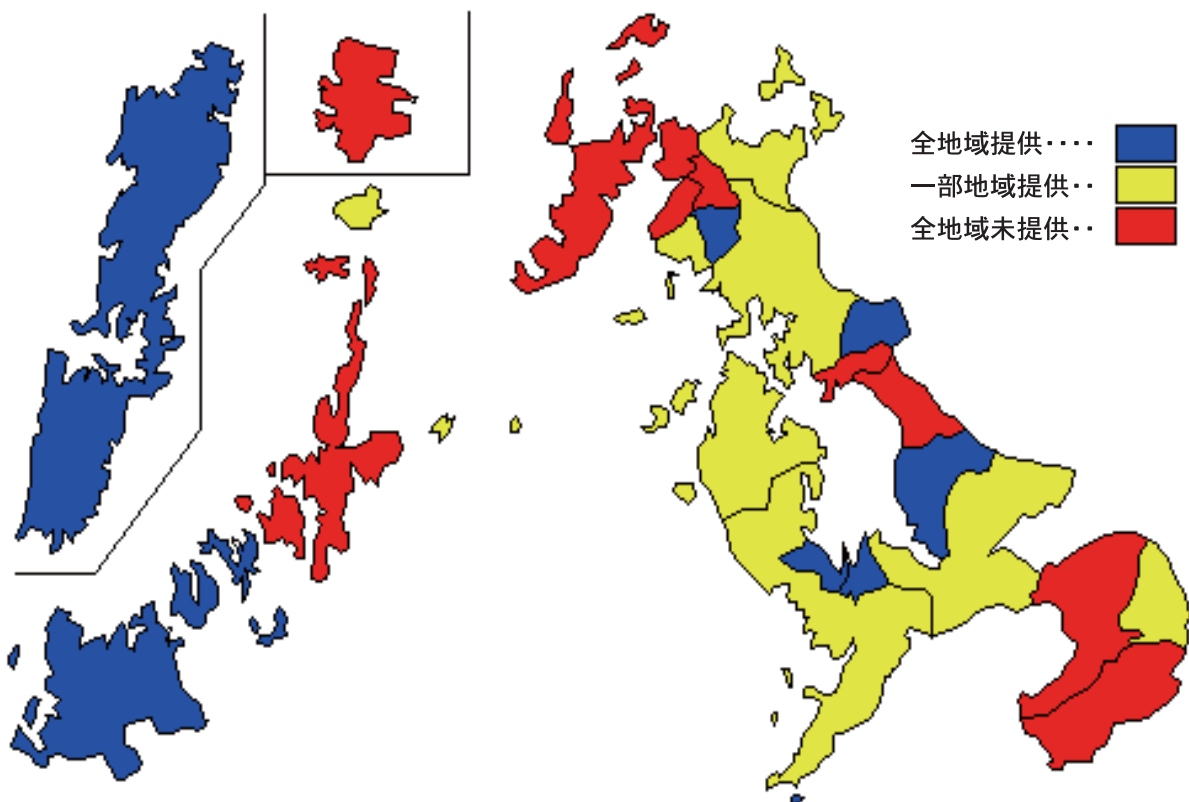
47 高速情報通信網の整備・維持に係る支援策の充実強化について

【総務省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 条件不利地域における超高速ブロードバンド環境を実現するため、投資インセンティブとして電気通信事業者が行うサービス提供に必要な設備投資への直接的な財政支援制度の創設
- 2 条件不利地域においても携帯電話やブロードバンドサービスが安定的に確保されるための支援施策の創設

県内における超高速ブロードバンド環境



超高速ブロードバンド世帯カバー率
長崎県：69.2%（全国：89.5%）
※平成20年9月末現在（総務省調）

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

人口の流出、高齢化の進展等が著しい離島においては、産業活性化や住民サービスの向上を図る上で、ITを活用し、地理的ハンディキャップを解消することが大変重要であり、特に経済の活性化という観点から、離島においても誘致が可能な情報関連の企業誘致等を図るためには、東京や大阪など大都市圏と距離に関係なく高速な通信が可能となる企業向け超高速ブロードバンドサービスが重要な社会インフラであると考えています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

・ブロードバンド・ゼロ地域の解消については、国の補助事業等を活用することにより、平成22年度中には解消される見込みとなっていますが、ADSL等で整備されている地域も多く、企業誘致や医療などにおける利活用の観点から、超高速ブロードバンド環境の整備が喫緊の課題となっています。しかしながら、環境整備には初期投資及び整備後の維持管理に多額の費用が必要であり、投資採算性の問題から、電気通信事業者による自主的な基盤整備は見込めない状況にあります。

・携帯電話不感エリア及びブロードバンド・ゼロ地域については、国の補助制度等を活用し、その解消に努めていますが、ランニングコスト等整備後の維持管理の問題から整備が進まない地域が数多く存在します。また、既に整備された地域においても同様の問題からその維持が危惧されています。

投資インセンティブとして電気通信事業者が行うサービス提供に必要な設備投資とは
光回線の幹線敷設と光回線用収容局設備（中継局）整備が主な初期設備投資です。

直接的な財政支援制度の創設とは
サービス提供のための多額の初期投資費用を軽減し、投資インセンティブを高めるための電気通信事業者に対する直接的な補助制度の創設です。

条件不利地域においてもサービスが安定的に確保されるための支援施策の創設とは
ランニングコスト等整備後の維持管理の問題から整備が進まない地域の整備促進とともに、整備後のサービス提供を安定的に維持するために、ユニバーサルサービスを含めた支援施策の創設です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

・超高速ブロードバンドサービスについては、将来的なサービス継続等を考慮すると、運用にノウハウを持つ電気通信事業者による超高速ブロードバンド整備が最善であり、その事業者の投資インセンティブを高め、超高速ブロードバンドの整備促進をするための補助制度の創設を望みます。

・携帯電話不感エリア及びブロードバンド・ゼロ地域については、環境整備促進と安定的なサービス提供を維持し、地域間格差を是正するため、ユニバーサルサービスを含めた支援施策の創設を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

・前頁における超高速ブロードバンド環境の一部提供地域及び全未提供地域での環境が整備され、福祉、医療をはじめとする様々な場面での利活用が可能となるなど、住民生活の利便性向上を図ることができます。

・携帯電話不感エリア（対馬市（9地区、120世帯）、五島市（16地区、229世帯）、西海市（1地区、17世帯））の解消及びブロードバンド整備後のそれぞれのサービス提供を安定的に維持することができます。

48 ぼた山防災対策について

【経済産業省】

【提案・要望の具体的内容】

ぼた山における大規模な災害発生に対応するための新しい災害復旧制度の創設又は現行の災害復旧制度の活用

平成15年度被災状況
(新高野炭鉱肥前ぼた山(佐世保市世知原町))



平成18年度被災状況
(丸尾炭鉱本坑ぼた山(佐世保市江迎町))



平成21年度防災工事状況
(吉福炭鉱2号ぼた山(佐世保市吉井町))



【参考】

- ・平成21年度末基金残高：386百万円
- ・基金を取り崩して実施した主な防災工事等
 - H15年度：15,097千円
 - H18年度：7,022千円
 - H19年度：22,749千円
 - H20年度：4,243千円
 - H21年度：15,060千円

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

無資力ぼた山の危険箇所については、国の「ぼた山災害防止工事費補助金」（平成13年度終了）により防災工事を実施済みですが、工事後数十年を経過している箇所もあり今後災害の増加が懸念されます。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・本県では、平成11年度から「産炭地域活性化事業費補助金（産炭地域環境整備事業費）」に基づき、ぼた山防災施設の管理及び補修を主目的として「長崎県ぼた山等環境整備基金」を造成いたしました。
- ・ぼた山災害が発生した場合は当該基金を取り崩して防災工事を実施しておりますが、基金残額には限りがあります。
- ・一方、ぼた山災害には一般の災害復旧制度が適用できないため、基金で対応できないような大規模なぼた山災害には復旧の手立てがありません。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・現行の基金で対応困難な大規模なぼた山災害にも対応できる新たな災害復旧制度を創設していただくこと、又は、公共土木施設災害復旧事業等の現行の災害復旧制度をぼた山災害復旧事業にも適用できるようにしていただくことを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・基金以外の国の制度を整備し、大規模なぼた山災害発生への適切な対応を可能とすることで、住民の生命・身体・財産の安全を確保し、災害に強い地域づくりを推進することが可能となります。

(参考)

本県のぼた山の状況

ぼた山数	無資力ぼた山			有資力ぼた山	不明
	危険箇所	工事箇所	完了数		
157	85	68	68	54	18

49 雲仙復興事務所の防災機能強化について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 雲仙復興事務所による観測・監視体制並びに崩壊に対する即応体制と予防対策
- 2 今後の火山活動再発に備えるため、現在の雲仙復興事務所を拠点とした北部九州を網羅する火山活動観測・監視体制の防災機能強化



日本の主な火山の火山活動状況

	H 1			H 5			H 10			H 15		H 18
鶴見岳・伽藍岳						○		○				
九重山					▲▲				○			
阿蘇山	▲▲▲▲▲▲▲▲			▲▲▲▲▲▲▲▲		○	○	○	○	○	▲▲▲▲	○
雲仙岳		▲▲▲▲▲▲▲▲		▲▲▲▲▲▲▲▲		▲▲▲▲▲▲▲▲	○					

▲噴火した火山
○異常気象の観測：「異常気象」とは火山性地質や火山性微動等観測データに異常があったもの

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

雲仙普賢岳は平成2年に約200年ぶりに噴火活動を再開し、火砕流や土石流により多大な被害をもたらしました。平成5年度からの直轄火山砂防事業により、土石流に対する安全性は格段に向上したものの、山頂部の約1億立方メートルの溶岩ドームは地震時には崩落の危険性が指摘されています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

・雲仙復興事務所による観測・監視体制について

現在は、水無川上流域の砂防施設工事の安全確保のために、直轄事業により反射プリズムや振動センサーによる溶岩ドーム監視観測体制がとられています。これは非常に高度で専門性を有する技術力が必要であり、雲仙復興事務所の存在は防災機能上、必要不可欠であると考えます。

・崩壊に対する即応体制と予防対策について

被災時の即応体制の一つとして当地区で培われた無人化施工技術の確保はきわめて有効であります。この技術は全国の噴火災害箇所でも有効に活用されるべきであり今後も無人化施工の技術向上のため、当地区を実践の場としてそのノウハウを蓄積・継承していくことが必要だと考えます。

崩壊予防対策としては噴出物の撤去や風化防止対策が考えられますが、それらを実施する際にも無人化施工はなくてはならない技術であると考えます。

・北部九州を網羅する火山活動観測・監視体制の防災機能強化について

現在の雲仙普賢岳は、小康状態を保っていますが、今後も火山活動を再開する可能性があり、現在の雲仙復興事務所を防災拠点とした雲仙普賢岳から熊本県阿蘇山、大分県九重山、鶴見岳、伽藍岳へ連なる北部九州を視野に入れた火山活動の監視体制と火山活動発現時の防災体制を検討する必要があると考えます。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・直轄事務所による溶岩ドーム観測監視体制と非常時の即応体制の継続、並びに山頂の溶岩ドーム崩落に対する予防対策の実施を望みます。
- ・北部九州を網羅した広域的な火山活動観測・監視体制の中で、直轄事務所を拠点とした防災機能の強化を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・溶岩ドームの崩落による危険に対して住民の安全度が向上します。
- ・北部九州の火山活動による災害に対して住民の安全度が向上します。

50 安全・安心な社会づくりのための事業促進について

【国土交通省】

【提案・要望の具体的内容】

安全・安心な社会づくりのため、以下の事業の促進を図ること

- 1 石木ダム建設事業
- 2 治水事業(河川改修事業、砂防事業、地すべり対策事業)
- 3 急傾斜地崩壊対策事業
- 4 海岸事業
- 5 橋梁補修事業
- 6 港湾における防災安全対策事業

石木ダムの必要性



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

・石木ダム建設事業

石木ダムは、川棚川水系の河川整備計画に位置づけられており、渇水被害に悩む佐世保市の慢性的な水不足の解消と、川棚川の抜本的な治水対策のためには、必要不可欠な事業です。

・治水事業（河川改修事業、砂防事業、地すべり対策事業）

本県は、これまで幾度と無く集中豪雨による洪水被害に見舞われ、近年でも毎年のように浸水被害が生じていることから、河川改修による治水対策の推進が必要です。

また、本県は、山岳や丘陵、不安定な地質構造をもつ地域が多く、土石流危険渓流数が全国第7位、地すべり危険箇所数が全国第2位と災害の発生しやすい状況にあります。

・急傾斜地崩壊対策事業

本県は、山岳や丘陵、不安定な地質構造をもつ地域が多く、急傾斜地崩壊の危険箇所が人家5戸以上で全国第3位と災害の発生しやすい状況にあります。

・海岸事業

本県の海岸線の延長は、わが国の海岸線の総延長の12%を占め、4,184kmにもおよび、北海道に次ぐ、全国第2位の長さです。また、本県の人口と資産のほとんどが海岸近くに集中しています。このため、毎年、台風や冬期風浪による、高潮被害や浸水被害に見舞われており、海岸の整備は急務となっています。

・橋梁補修事業

長崎県橋梁長寿命化修繕計画（平成20年3月）の着実な実施により、本県道路網の安全性・信頼性を確保するとともに、震災時の被災地内外の陸路を確保するため、緊急輸送道路の橋梁耐震補強の促進は急務となっています。

・港湾における防災安全対策事業

近年、大規模地震が多く発生している中、本県は多くの離島を有し、緊急物資の搬入や避難等において、海上輸送に頼らざるを得ない状況ですが、大規模地震が発生した場合、現状のままでは港湾施設が被害を受け、港湾の基本的機能が確保できなくなることが想定されるため、耐震強化岸壁の整備が急務となっています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

・石木ダム建設事業

佐世保市民、川棚町民の安全・安心な暮らしを守るために、石木ダムの早期の完成が望まれており、計画的な予算の確保が課題となっています。

・治水事業（河川改修事業、砂防事業、地すべり対策事業）

河川改修に対する補助事業費は年々減少傾向にあり、社会資本整備総合交付金による実施となった平成22年度は、対前年比約83%の予算配分となっています。

また、砂防事業及び地すべり事業で危険箇所における整備率は、平成21年度末現在、砂防で6.9%、地すべりのうち危険度の高いAランクの箇所では、46.6%と整備する箇所はまだ数多く残されています。

・急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜事業の整備率は平成21年度末現在、事業採択可能な箇所では24.9%と低く、整備を要する箇所はまだ数多く残されています。

・海岸事業

海岸保全施設全延長のうち、国土交通省海岸については要整備延長568.5kmに対して整備済延長240.9km、整備率42.4%と整備を要する海岸がまだ多く残っており、今後とも、なお一層、海岸整備を進める必要があります。

・橋梁補修事業

橋梁補修に対する補助事業費は、社会資本整備総合交付金の一括配分に伴う他事業との調整により、橋梁補修事業への重点化が非常に厳しい状況にあります。

橋梁点検結果により、修繕が必要と判断された橋梁163橋のうち平成21年度までに補修完了した橋梁は60橋で進捗率が36.8%と低く、補修を要する橋梁はまだ数多く残されています。

・港湾における防災安全対策事業

港湾・漁港における大規模地震対策に関する基本方針（平成18年3月策定）により防災拠点港として位置付けられた県管理8港のうち、未着手が3港残っています。

公共事業の予算が削減されている傾向ですが、早期に耐震強化岸壁の整備を進める必要があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

・石木ダム建設事業

ダムによる抜本的な治水対策及び水資源の確保対策を早期に実施する必要があるため、計画的な予算の確保を望みます。

・治水事業（河川改修事業、砂防事業、地すべり対策事業）

河川改修事業については、全国的な災害関連事業に予算を先取りされる傾向があるため、通常の計画的な河川改修予算については、独自の予算確保を望みます。

砂防・地すべり事業については、厳しい財政状況ではありますが、必要な予算を確保し、県民の安全な暮らしの実現の為に、積極的に取り組む必要があります。

・急傾斜地崩壊対策事業

厳しい財政状況ではありますが、必要な予算を確保し、県民の安全な暮らしの実現の為に、積極的に取り組む必要があります。

・海岸事業

今後も予想される高潮被害等から県土と地域住民を守るために、必要な予算の確保を望みます。

・橋梁補修事業

社会資本整備総合交付金の予算規模の拡大を望みます。

・港湾における防災安全対策事業

本県は多くの離島を抱えており、大規模地震災害時の緊急物資の輸送、市民等の避難地、代替輸送に対する支援機能等の確保のため、主要な離島地域等に位置付けられた防災拠点港8港のうち、これまで5港の耐震強化岸壁の整備に着手しておりますが、まだ3港の防災拠点港が未着手であります。

このため、早急な耐震強化岸壁の整備に要する必要な予算の確保を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

・石木ダム建設事業

早期の石木ダムの完成により、佐世保市民、川棚町民のくらしの安全・安心が図れます。

・治水事業（河川改修事業、砂防事業、地すべり対策事業）

日野川や中山西川など、近年浸水被害を被った箇所について、治水整備の進捗により洪水被害の軽減が図れます。

平成23年度に砂防事業で9箇所、地すべり事業で1箇所の計画した事業が完了し、安全・安心が図れます。

・急傾斜地崩壊対策事業

平成23年度に9箇所の計画した事業が完了し、安全・安心が図れます。

・海岸事業

（河川局）

高潮対策事業により三会海岸、海岸堤防等老朽化対策緊急事業により脇岬西南海岸、網代海岸の整備を実施します。

（港湾局）

海岸事業により、東望港や口ノ津港等の高潮対策の整備を着実に推進します。

・橋梁補修事業

橋梁補修事業により、国道389号（加津佐橋）、樺島港脇岬線（樺島大橋）などの橋梁補修を実施します。

・港湾における防災安全対策事業

港湾改修（防災安全対策）事業により、長崎港、有川港等の耐震強化岸壁の整備を実施中であり、今後も地震多発地帯にある島原港等の耐震強化岸壁の整備を推進し、県内全域の緊急物資輸送等のネットワークが構築されます。

【長崎の情景⑥】



長崎市内観光の代表的な存在であり続ける美しいグラバー園

51 町村福祉事務所の設置促進について

【総務省、厚生労働省】

【提案・要望の具体的内容】

町村が新たに福祉事務所を設置運営していく場合、市と同様、普通交付税による財政措置を講じること。

○本県における市町村合併に伴う、町村数等の減少(平成22年4月現在)

時 期	町村数	県事務所数	町村の生活保護世帯数
平成16年2月	71町村	8所2支所	4,092
平成22年4月	8町	3所	978
比 較	△63町村	△5所2支所	△3,114

○町別の生活保護世帯数等(平成22年4月現在)

県福祉事務所名	所在地	管 轄 町	生活保護世帯数
西彼福祉事務所	長崎市	長与町	145
		時津町	195
東彼・北松福祉事務所	佐世保市	東彼杵町	49
		川棚町	93
		波佐見町	83
		佐々町	133
		小値賀町	25
上五島福祉事務所	新上五島町	新上五島町	255
計		8町	978

○全国における町村福祉事務所の設置状況(平成22年4月1日現在)

大阪府	奈良県	島根県	鳥取県	岡山県	広島県	鹿児島県	計
1町	1村	12町1村	2町1村	1町2村	8町	2町(長島、屋久島)	31町村

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

少子高齢化の急速な進展等に伴い、福祉サービスに対するニーズがますます多様化・高度化していく状況にあります。また、市には福祉事務所の設置義務がありますが、町村の場合は、任意となっていることから、本県においては、全ての町を県が設置する福祉事務所で所管しています。

こうした中、生活保護を含むすべての福祉サービスが、住民のより身近な市町村で実施されることは、地域の実情に則したきめ細かな対応が可能となり、住民にとっても、利便性の面から大きなメリットがあります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

福祉事務所の運営費は、市の場合は、普通交付税で措置されますが、町村の場合は、特別交付税で措置されることから、以下の課題があります。

- (1) 特別交付税は、大規模災害や他の突発的な事情による特別の財政需要に対する措置であることから、普通交付税に比べて安定性に欠けていること。
- (2) 普通交付税と比較して、特別交付税は交付時期が遅い（普通交付税は4～11月、特別交付税は12月）ため、資金繰りに悪影響を及ぼすこと。
- (3) 特別交付税は、経常収支比率の算式上、分母（経常一般財源等）に参入されないため、経常収支比率を高める要因となること。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

町村が新たに福祉事務所を設置運営していく場合、市と同様、普通交付税により財政措置されることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・ 各町との協議結果から、運営経費が特別交付税で措置されることが課題として示されており、特別交付税ではなく普通交付税であれば、町村にとっては、財源措置がより明確となり、円滑な福祉事務所運営に資することになることから、町村福祉事務所の設置が推進されることが期待できます。
- ・ 町村福祉事務所の設置による効果としては、
 - (1) 福祉分野において、市と同等の権限を有することになります。
 - (2) 町民ニーズに対し、総合的に完結可能なサービス提供体制が整備できます。
 - (3) 迅速な事務処理や地域の実態に則したきめ細かな対応が可能となり、住民の利便性の向上につながります。
 - (4) 他の福祉部門等との連携により、住民の保健・医療・福祉に関するニーズの把握が容易となり、総合的なサービスを迅速に提供することが可能となります。

52 原子爆弾被爆者援護対策等の充実について

【厚生労働省】

【提案・要望の具体的内容】

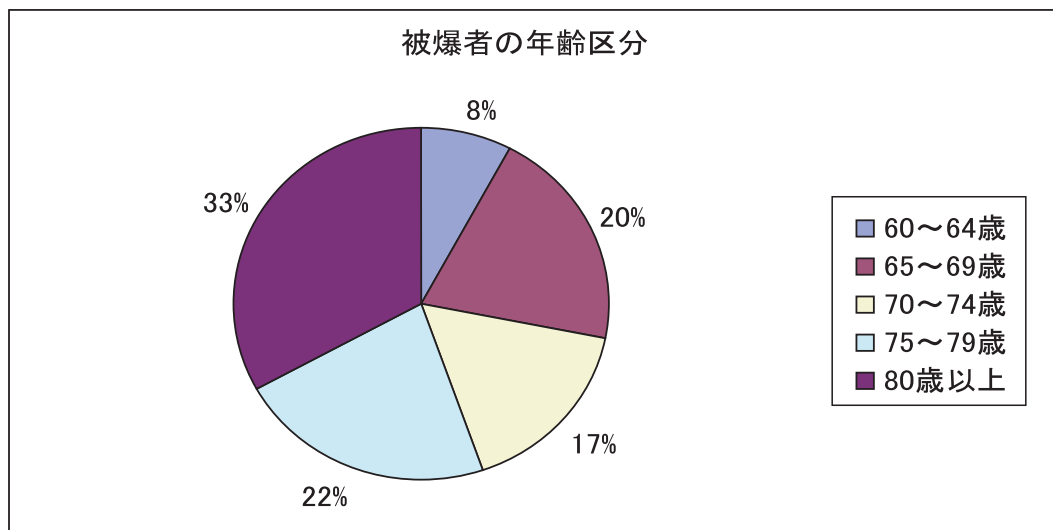
- 原子爆弾被爆者に対する援護対策等の一層の充実強化について、次のとおり要望する。
- 1 被爆者の高齢化に伴い要介護者が増加しているため、保健医療福祉事業を充実すること
 - (1)原爆症の認定に当たっては、被爆者援護法の趣旨等を踏まえ、被爆者の立場に立った制度運用を図ること
 - (2)被爆者の高齢化に伴い健康診断の重要性が高まっているため、健康診断内容等の充実を図ること
 - (3)援護対策における所得制限を撤廃すること及び介護保険等利用助成に係る地方負担の改善を図ること
 - (4)原爆病院、原爆養護ホーム等の被爆者関係施設の施設・設備整備に当たっては、より一層の助成措置を講じること
 - (5)原子爆弾小頭症患者の生活実態を十分に把握するとともに、被爆者相談事業の拡充など、実態に即した支援を講じること
 - (6)被爆者医療及び介護保険における財政上の地方負担の改善措置を講ずること
 - 2 在外被爆者援護については、居住国における実情に即した援護措置を講じること
 - 3 原爆被爆による被災調査並びに被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的、遺伝的影響についての調査研究の促進を図ること

さらに、被爆影響に関する調査研究の結果及び被爆の実相について、国民への啓発活動を推進すること
 - 4 長崎が行う放射線被曝(爆)者医療国際協力事業への助成措置を講じること
 - 5 原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実並びに関係資料の収集に努めるなど、原爆死没者に対する弔意事業を一層充実強化すること

被爆者の年齢区分

(平成21年3月31日現在 単位:人、%)

総数	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
61,814	4,845	12,427	10,309	13,799	20,434
100.00%	7.84%	20.10%	16.68%	22.32%	33.06%



【1 保健医療福祉事業について】

◆原爆症認定

○原爆症の認定に当たっての、被爆者援護法の趣旨とは

被爆者援護法の前文において、「国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、」と特殊性が明記されています。

○被爆者の立場に立った制度運用とは

原爆症の認定については、平成20年4月から対象疾病や被爆距離など一定の条件を満たす場合には、積極的に認定するなど、より幅広く被爆者を救済する新しい審査基準に改められましたが、一定の条件に当てはまらない被爆者の救済が行われるかどうか懸念されるため、被爆者援護法の趣旨等を踏まえ、速やかな審査を含め高齢化した被爆者の立場に立った運用をするよう望みます。

◆健康診断

○被爆者の高齢化に伴う健康診断の重要性とは

被爆者は、被爆の影響によりガンなどの疾病の発生率が高く、早期発見のための健康診断の重要性が増しています。

○健康診断内容等の充実とは

被爆者健康診断の一般検査項目について、血糖検査、脂質検査などを追加して高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査と同様とするなど、他制度との整合性を図っていただくよう望みます。

◆援護対策

○援護対策における所得制限の撤廃とは

訪問介護利用被爆者助成事業における所得制限の撤廃を望みます。

現在、所得制限により、利用制限が行われているため、制限に掛かった被爆者が訪問介護を利用する場合は、1割の自己負担が生じています。

○介護保険等利用助成に係る地方負担の改善とは

介護保険等利用助成にかかる国庫補助は、予算補助であり、補助率は国費5割です。残りは地方が負担しているため、全額国庫補助としていただくよう望みます。

◆施設・設備整備

○被爆者関係施設の施設・設備整備における、より一層の助成措置とは

原爆被爆者健康管理施設の施設設備に対する助成措置を講じていただくよう望みます。

◆原子爆弾小頭症

○生活実態の十分な把握とは

原子爆弾小頭症患者は、原爆の放射線により、生を受けたときから重い障害に苦しんでいます。さらに、高齢化や親の死亡により安心した生活を営むことが困難となってきました。

については、生活環境、経済環境、健康状況等についての調査を行うよう望みます。

○被爆者相談事業の拡充とは

定期的な訪問相談の実施や各種関係機関との密接な連携等、よりきめ細かな対応が可能となるよう被爆者相談事業の拡充を望みます。

○実態に即した支援とは

成年後見制度等の利用に係る支援制度や、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの利用に係る自己負担への助成制度の創設を望みます。

◆地方負担

○被爆者医療及び介護保険における財政上の地方負担とは

被爆者が多数存在する市町においては、老人医療費の地方負担が他市町に比較して多額となっています。

また、介護保険においても、被爆者の要介護出現率及び支給限度額比率が高いことに伴い、他市町に比べて負担額が多額となっています。

○その改善措置とは

老人医療費の地方負担解消のために創設されている現行の補助制度（老人保健事業推進費等補助金）の継続、充実に望みます。

【2 在外被爆者援護について】

○居住国における実情に即した援護措置とは

世界各国の医療保険制度の相違により、国内の被爆者に比べて十分な医療が受けられていない実情があります。ついては、在外被爆者の医療に要する費用の支給について早急に必要な措置を講じていただくよう望みます。

【3 調査研究の推進について】

◆遺伝的影響

○原爆被爆による被災調査とは

広島市、長崎市において実施している原爆被爆者動態調査は、被爆地として有意義な調査であり今後とも十分な助成を望みます。

○被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的、遺伝的影響についての調査研究の促進とは

①被爆二世健康診断の内容等の充実強化のため、以下のことを望みます。

- ア 受診人員に対応できる予算措置
- イ 健康診断の内容等の充実
 - a がん検診(6項目)の追加
 - b 委託単価の改善
 - c 受診者に対する交通費の支給
 - d 健康診断結果の集計の公表

②(財)放射線影響研究所において、平成19年度以降中断していた被爆二世の健康影響調査を再開実施していただくよう望みます。

◆啓発活動

○被爆影響に関する調査研究の結果及び被爆の実相について、国民への啓発活動を推進することとは

被爆影響に関する調査研究の結果について平易な表現で正確に国民に公表し国民の理解を促すこと、並びに原爆写真展の開催等被爆の実相についての啓発事業に対して助成を望みます。

【4 長崎が行う放射線被曝(爆)者医療国際協力事業について】

○事業への助成措置とは

長崎・ヒバクシャ医療国際協力会(ナシム)は、在外被爆者及び世界各地で発生している放射線被曝事故による被災者救済のため、長崎が有する被爆者治療の実績及び放射線被害に関する調査研究の成果をこれらのヒバクシャの医療に有効に生かしてもらえるよう、国外からの医師等の受け入れ研修及びヒバクシャ医療に関する専門図書等の発刊・寄贈などを実施し、ヒバクシャ医療を通じ長崎から世界への貢献と国際協力の推進に寄与しています。これまで長崎県・長崎市の負担金で事業を実施してきましたが、国からの助成措置を望みます。

【5 弔意事業について】

○原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実並びに関係資料の収集とは

国による原爆死没者の慰霊のための国立原爆死没者追悼平和祈念館の運営経費等が削減されているため、これ以上の削減を行わないよう望みます。また、原爆死没者の関係資料の収集に努めていただくよう望みます。

○原爆死没者に対する弔意事業の一層の充実強化とは

国は、恒久の平和を祈念し、原子爆弾の惨禍に関する国民の理解を深め、被爆体験の後代の国民への継承を図るとともに、原子爆弾による死没者に対する追悼の意を表す事業を継続していただくよう望みます。

【長崎の情景⑦】



大型クルーズ客船も接岸可能な長崎港松が枝国際観光船埠頭（周辺の緑地整備を含め、H22年度末完成予定）。多くの外国人観光客を迎え入れる。写真の船はサン・プリンセス

53 介護保険制度における施策の充実強化について

【厚生労働省】

【提案・要望の具体的内容】

- 1 保険給付費に対する国庫負担割合の引き上げなど費用負担の抜本的な見直しによる保険料負担の軽減
- 2 「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業」の拡充
 - (1) 軽減制度の対象について、現行の加算制度全てを網羅するよう拡大すること
 - (2) 軽減額について、利用者超過負担額の全てに拡大すること

○第4期(H21～23)保険料基準額 ＜都道府県の状況(高い順)＞

順位	都道府県名	保険料基準額
1	青森県	4,999円
2	沖縄県	4,882円
3	徳島県	4,854円
4	長崎県	4,721円
5	石川県	4,635円

～

順位	都道府県名	保険料基準額
43	栃木県	3,730円
44	埼玉県	3,722円
45	福島県	3,717円
45	茨城県	3,717円
47	千葉県	3,696円
全国平均		4,160円

＜県内保険者の状況(基準額の分布)＞

基準額帯	保険者数	保険者構成比	第1号被保険者比
5,500円～6,000円未満	1	5.3%	1.4%
5,000円～5,500円未満	3	15.8%	6.6%
4,500円～5,000円未満	7	36.8%	67.9%
4,000円～4,500円未満	5	26.3%	20.1%
4,000円未満	3	15.8%	4.0%
計	19		

○離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業 ＜離島加算制度と軽減事業の対比＞

	離島加算制度	利用者負担額軽減事業
対象サービス	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護	訪問介護のみ
対象者	利用者全て	市町村民税非課税者のみ
対象事業所	全事業者	社会福祉法人等のみ
利用者負担	介護報酬(加算前)の11.5%	介護報酬(加算前)の10.35%

【1 保険料負担の軽減について】

○保険給付費に対する国庫負担割合の引き上げとは

介護給付の費用負担割合は、公費負担として国が25%（施設等給付費20%）都道府県12.5%（施設等給付費17.5%）、市町村が12.5%となっています。

また保険料負担として第1号被保険者分が20%、第2号被保険者分が30%となっています。

このうちの国負担分である25%（施設等給付費20%）の割合を引き上げていただくことを望みます。

○費用負担の抜本的な見直しとは

本県においては、被保険者の支払う介護保険料が全国でも高い水準となっています。今後も保険給付費の増加が予測されることから、現行の負担割合では被保険者の負担能力を超えた介護保険料が賦課されることとなり、保険料未納額が増大し、介護保険財政の破綻を招く恐れもあります。そのため、前述の国庫負担分の割合を引き上げることも含めて、現在の費用負担の仕組みの全体的な見直しを行い、被保険者の負担を軽減していただくことを望みます。

【2 「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業」について】

○軽減制度の対象とは

離島地域等においては、移動等に時間を要し事業運営が非効率にならざるを得ないため、在宅訪問系サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護）を提供した場合に事業者を支払われる報酬は15%加算されます。そのため利用者の1割負担についても15%加算され、離島地域等の利用者は本土地域の利用者と同様のサービスを受けても利用者負担が重くなるという不合理な格差が生じています。このために、「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減事業」がありますが、その対象となる事業は訪問介護事業のみとなっています。

○現行の加算制度全てを網羅するよう拡大とは

「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減事業」の対象を訪問入浴介護事業及び訪問看護事業にも拡大していただくことを望みます。

○軽減額について、利用者超過負担額の全てに拡大とは

「離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減事業」の対象者は市町村民税非課税者のみであり、対象となる事業所も社会福祉法人等が運営する事業所のみです。

また、軽減事業の対象となったとしても、利用者の負担は、本来の1割負担を超えるものであり、本土の利用者との格差は解消されません。

よって、この格差を完全に解消するために、対象者及び対象事業者を全ての利用者、全ての事業者とし、更に本土と比較した場合の超過負担額全てを軽減の対象としていただくことを望みます。

54 重度障害者医療費助成制度の創設について

【厚生労働省】

【提案・要望の具体的内容】

生活の安心を下支えする制度として、全国の地方自治体で同様の事業が実施されている重度障害者医療費助成制度について、国において制度を創設すること

○ 重度障害者医療費助成制度の全国の実施状況：47都道府県で実施

- ・身体障害者 重度：47都道府県 中度：21都道府県
- ・知的障害者 重度：47都道府県 中度：9県
- ・精神障害者 20道府県
- ・自己負担 有：27都道府県 無：20道府県
- ・支払方法 現物給付：22道府県 償還払い：18県 併用：7都県

○ 重度障害者医療費助成制度の県内の実施状況：21市町で実施

【長崎県の制度】

- ・身体障害者 身障手帳手帳1～3級所持者
- ・知的障害者 療育手帳A1、A2、B1所持者
- ・精神障害者 対象外
- ・自己負担 同一医療機関ごとに1日800円（月上限1,600円）
- ・支払方法 償還払い

○ 長崎県の助成額

平成16年度実績	約9億4千万円
平成17年度実績	約9億7千万円（前年比+3.2%）
平成18年度実績	約10億5千万円（前年比+8.2%）
平成19年度実績	約11億4千万円（前年比+8.6%）
平成20年度実績	約11億7千万円（前年比+2.6%）
平成21年度実績	約12億 円（前年比+2.6%）
平成22年度予算	約12億9千万円（前年比+7.5%）

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

重度障害者医療費助成制度は、重度障害者であり、かつ、医療費の支払が困難な者を対象とした医療費の助成を措置する福祉施策であり、全国の地方自治体で同様の事業を実施しています。

障害者は疾病に対する抵抗力が弱く、罹患率も高いので、本人及び介護にあたる保護者とその家族の経済的・精神的負担の軽減を図ることができます。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

障害者に係る経済的・精神的負担の軽減を図るためのものであり、全国一律の制度であるべきところ、財政力などに差があることから、助成の内容が各自自治体により異なります。

また、重度障害者医療費助成制度は、各都道府県及び市町村の一般財源のみで運営されていることから、以下の課題があります。

- (1) 対象者である重度障害者の増加が今後も見込まれることもあり、各都道府県及び市町村の財政にかなりの負担となっていること。
- (2) 本県においては、精神障害者が障害者として身体障害者や知的障害者と並んで法的に位置づけられることになったものの、当助成制度の対象外となっていることから対象を拡大することなどの要望があっていること。
- (3) 対象を拡大するにあたっては、現在の財政の状況を踏まえると自己負担額の増などを検討しなければ制度を維持できず、対象者に対して新たな負担が生じる可能性があること。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

障害者本人及び介護にあたる保護者とその家族の生活の安心を下支えする制度として重度障害者医療費助成制度を国において創設され、必要な財政措置をされることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

国における制度として、障害者が全国どこに住んでいても同じ助成を受けることができることとなり、また、必要な財政措置がなされることにより、より安定的な制度運営が可能となります。

55 初動捜査体制等強化のための地方警察官増員について

【警察庁、総務省】

【提案・要望の具体的内容】

以下の体制強化を図るため、地方警察官増員について要望します

- 1 警察署鑑識体制の強化
- 2 適正な死体取扱業務のための体制強化
- 3 組織犯罪対策の体制強化

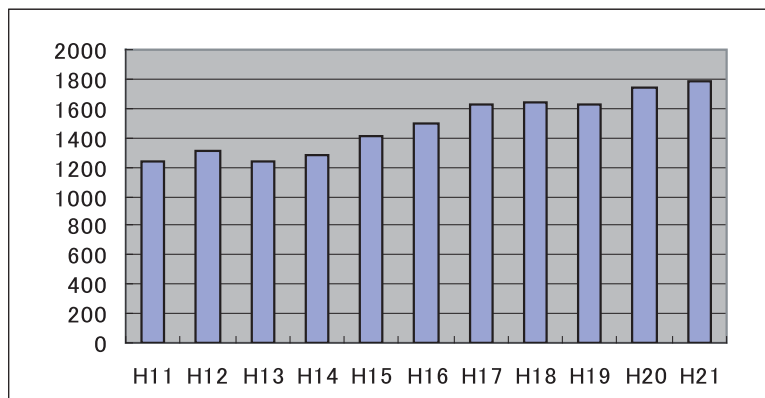
事件発生現場における鑑識活動



市民による暴力団排除活動



死体取扱件数の推移



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・ 裁判員制度の導入や近時の無罪判決を受け、物的証拠収集等の裏付け捜査を徹底する必要が強まっており、迅速な現場鑑識活動を行い、科学捜査力を一層活用することが犯罪の早期解決や犯罪の確実な立証を実現する上で重要となっています。
- ・ 警察が取り扱う死体数が近年急増傾向にあり、大相撲時津風部屋における傷害致死事件等を契機として、死因究明業務の在り方に関し、国民の関心が高まっています。死因不明死体の誤検視根絶のためには、一層緻密な死体取扱業務を推進する必要があります。
- ・ 福岡県内暴力団「道仁会」と「九州誠道会」の対立抗争では、平成18年以降九州北部各県において相次いで銃器を使用した凄惨な事件が発生し、一般市民が巻き込まれて誤射殺されるという重大な事件も発生しています。抗争は未だ収束しておらず、予断を許さない状況にあります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

・ 警察署鑑識体制について

警察署の現状としては、重要犯罪等の発生が急増する夜間帯は当直体制となるため、必ずしも鑑識係員が常駐しておりません。また、高度化した鑑識技術を使いこなせなければ、巧妙化する犯罪の物的証拠の採取が困難になるとともに、その採取が不十分であれば、被疑者の検挙や裁判での立証が困難になります。

・ 死体取扱業務について

死因不明死体の検視は、知識・技術・経験を有する「検視調査官」が現場に赴き、犯罪性の有無を判断します。平成21年から県央・県南・県北の3ブロック制に増強していますが、取扱件数が急増する現状では対応が困難になっています。また、ひとたびその判断を誤れば、殺人等の凶悪事件を見逃すこととなり、国家による刑罰権の行使が不可能となります。

・ 組織犯罪対策について

銃器使用の抗争事件は市民が巻き込まれるおそれもあり、その封圧・検挙は県警の重要課題です。また、佐世保市内の「九州誠道会」関係暴力団事務所の立ち退き訴訟の原告団をはじめ付近住民の保護対策を継続的かつ的確に進める必要があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・ 警察署の鑑識体制を強化し、昼夜を問わず犯罪現場等における物的証拠の収集が徹底して行われるような鑑識係員の増員配置を望みます。
- ・ 警察における検視等を的確に実施し、一層緻密かつ適正な死体取扱業務を推進するため、検視担当調査官、補助者の増員による検視体制の強化を望みます。
- ・ 暴力団抗争事件の封圧・取締りとともに、暴力団排除活動に従事する住民の保護対策を継続的かつ的確に進めるための体制強化を望みます。

(参考)

平成22年度、「警察署の鑑識体制強化・検視体制の強化策」として各都道府県で増員（868人）がなされましたが、本県を含む11県では増員が認められませんでした。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

鑑識体制の強化、死体取扱い業務のための体制強化により、適正かつ高度な初動捜査が行われ、被疑者の早期検挙や裁判における確実な立証の実現につながります。

また、重要事件の早期解決、組織犯罪対策は県民が願うところであり、「県民が安全で安心して暮らし、安全を実感できる地域づくり」の実現が期待できます。

